

(単体発注・事前審査型)

沖縄都市モノレール株式会社一般競争入札広告沖モ総第2号

沖縄都市モノレール工作車の製造について、下記のとおり一般競争入札を実施する。
本広告に記載のない事項については当社で定める一般競争入札要綱の規程によるものとする。

平成27年8月7日

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 美里義雅

1 一般競争入札に付する事項

(1)	契約名	沖縄都市モノレール工作車の製造		
(2)	履行場所	那覇市内		
(3)	工種	工作車の製造		
(4)	契約内容	モノレール向けバッテリー式工作車を1台製造し引渡しする。		
(5)	工期	契約締結日の翌日から平成28年9月30日まで		
(6)	発注形態	単体企業		
(7)	資格審査方法	事前審査型		
(8)	その他適用のある法令、制度等 (本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。)	最低制限価格制度	設定しない	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
		○ 全体設計		※本契約は、全体設計に係る契約の特則の適用を受けるものである。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1)	会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。			
(2)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずるものとして、国及び地方自治体等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。			
(3)	製造実績	対象期間	自 平成12年4月1日 至 平成27年8月28日	左記の期間内に下記の製造を請負い、完成・引渡し完了した実績を有すること。
		対象実績		次の要件を満たす施工実績を有すること。 ・ 国内モノレール会社向けバッテリー式工作車を自社工場にて製造し完成させた実績。 (修繕、改修工事の実績は除く)
(4)	維持管理体制	①工作車の故障・障害等に対応する保守体制を確立できること。 ②自社営業所又は沖縄県内の協力企業による点検及び簡易的な修理を行える体制を沖縄県内に組織し、工作車の故障・障害等に迅速に対処できること。		

3 入札手続等

(1) 手続き方法	下記(2)により一般競争入札参加資格申請を行い資格審査を経た後、下記(3)の通知で資格が認められた入札参加者により、下記(5)以降により競争入札を実施し落札者を決定する。			
(2) 申請書等の提出	本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。 なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。			
	提出期間	平成27年8月7日 から 平成27年8月20日 16時30分まで		
	提出先	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール 総務課 (管理棟内) 電話番号 098-859-2630 担当：奥平(おくひら)	提出部数	1部
	提出方法	原則として、持参によるものとする。		
(3) 入札参加資格の確認結果通知	通知日	平成27年8月25日 までに通知する。		
(4) 設計図書の配布 (図面, 仕様書, 契約約款等)	期間	自 平成27年8月7日 ~ 至 平成27年8月28日		
	配布方法	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール延長推進室 (管理棟内) にて配布する。		
	問い合わせ先	延長推進室 担当：山内	電話番号	098-859-2792
(5) 入札日時等	入札書の提出	持参日時	平成27年8月28日 10:50	
		持参場所	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール総務課 担当：奥平(おくひら)	
	入札の方法	(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、上記の持参日時(8月28日10時50分)までに沖縄都市モノレール総務課へ入札書を提出すること。 (2) 入札書の受付は、平成27年8月27日8時30分からとする。 (3) 入札書及び製造費内訳書は封緘し表に社名を明記して提出すること。 (4) 再度入札の回数は2回とする。再度入札を実施する場合には、当社担当者より入札参加者に連絡するので、指定する日時までに上記の持参場所まで入札書を提出すること。		
	入札に関する注意事項(持参により提出する場合)	(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの広告の記載に従い記入すること。 (3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。 (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者によりくじ引きを実施し、落札者を決定する。		
製造費内訳書の提出	本工事は、すべての入札参加者に対して第1回目の入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した簡易的な製造費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。 (1) 製造費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、契約名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。 (2) 契約担当者(これらの者の補助者を含む。)は、提出された製造費内訳書について説明を求めることがある。			
(6) 入札の辞退等	一般競争入札参加資格確認申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。 また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。			
(7) 開札日時	平成27年8月28日(金) 11:00			
(8) 落札者の決定	開札後、予定価格の制限以下で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、当該入札者にくじを引き、落札者を決定する。			
(9) 本入札に係る資料の取り扱い	ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書等は、返却しない。 エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)を認める。 オ 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。 カ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格なしとなり、落札者となることはできない。 キ 申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、今後発注予定の工事において指名の停止等を行うことがある。			

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の 要否	○	免除（建設工事における入札保障に関する取扱要綱第2条）
			以下により納付の必要あり（沖縄都市モノレール契約事務規程第30条）
(2) 契約保証金	<p>契約を結ぼうとする者は、沖縄都市モノレール契約事務規程第30条及び製造請負契約書第2条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>		

5 その他の事項

(1) 入札の無効	本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。		
(2) 支払条件	前 金 払	各会計年度出来高予定額の30%以内	
	中間前金払	「沖縄都市モノレール中間前金払取扱要綱」による	
	部 分 払	契約書案のとおり	
(3) 契約締結の時期等	本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。		
(4) 請負代金の変更等	契約締結後、本契約の請負代金額の変更協議をする場合、変更協議の予定価格の算定は、本契約の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額に乗じた額で行う。		
(5) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、沖縄都市モノレール競争入札要綱及び、工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。		

6 本広告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続き に関する事	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市字安次嶺377-2	
		沖縄県都市モノレール 総務課	担当：奥平(おくひら) mail:okuhira@yui-rail.co.jp
(2) 上記(1)以外に 仕様書等関すること	質 問 書 先	沖縄県那覇市字安次嶺377-2	
		沖縄県都市モノレール 延長推進室	担当：山内 mail:yamauti@yui-rail.co.jp
	提 出 期 間	平成27年8月7日（金）から 平成27年8月20日（木） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。	
	提 出 方 法	持参、FAX又はメールにより提出すること。 なお、FAX及びメールにより提出する場合は必ず電話により到達確認を行うこと。	
	回 答 方 法	質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所に掲示する。	
	期 間	平成27年8月25日（火）から 平成27年8月28日（金）まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。	